

平成 28 年 9 月 16 日

『改正個人情報保護法 Q & A』

～ 第 14 回 EU データ保護指令・EU データ保護規則・EU-US Privacy Shield～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成 29 年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成 28 年 8 月 2 日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

Q4 「EU データ保護指令」や今後新たに定められる「EU データ保護規則」が個人情報保護法の改正にどのような影響を与えるのか教えてください。また、米国が EU との間で締結していたセーフハーバー協定や新たに締結した EU-US Privacy Shield についても教えてください。

A EU データ保護指令は、EU 域内から個人データを第三国に移転できる場合を当該第三国が EU から見て十分な水準の保護措置を確保している場合に限定する「充分性認定」の制度が設けられているため、日本は「充分性の認定」を得る観点から、改正保護法において、「独立した第三者機関の設置」、「要配慮個人情報の取扱いの規律」、「小規模事業者への保護法の適用」、「越境データ移転についての規律」、「開示請求権の適用の明確化」を行いました。もっとも、2018 年 5 月に施行される「EU データ保護規則」により、EU における個人データの保護の規律は強化され、改正保護法が「充分性の認定」を得る上で十分かという問題があります。

他方、米国が EU と締結していたセーフハーバー協定は 2015 年 10 月 6 日に欧州司法裁判所で無効とされました。これにより、米国と EU は 2016 年 2 月に EU 市民のプライバシー保護を強化した EU-US Privacy Shield という新たな協定を締結しました。

日本は現在、EU から「充分性の認定」を得るのではなく、EU-US Privacy Shield のように、EU や米国と個人データの移転に関する協定を締結すること模索しています。

【解説】

1 EU データ保護指令の「充分性の認定」

EU では、「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の 95 / 46 / EC 指令 (Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data) (以下「EU データ指令」といいます。) により、EU 域内から個人データを第三国に移転できる場合を当該第三国が EU から見て十分な水準の保護措置を確保している場合に限定する「充分性認定」の制度が設けられています。

「充分性認定」の制度においては、EU 域内から個人データを第三国に移転できる場合を当該第三国が十分な水準で個人情報の保護を確保するために必要な措置が取られている場合に限定しています (EU データ保護指令 25 条)

「充分性の認定」を得ない EU 域外の国・地域には、EU 域内のデータ主体 (本人) から明確な同意を取得するか、欧州委員会が策定した標準契約条項 (Standard Contract Clause) を採用するか (当局の承認必要)、事業者が策定した拘束的企業準則 (Binding Corporate Rules) を採用 (当局の承認必要) しなければ、個人データの移転が認められま

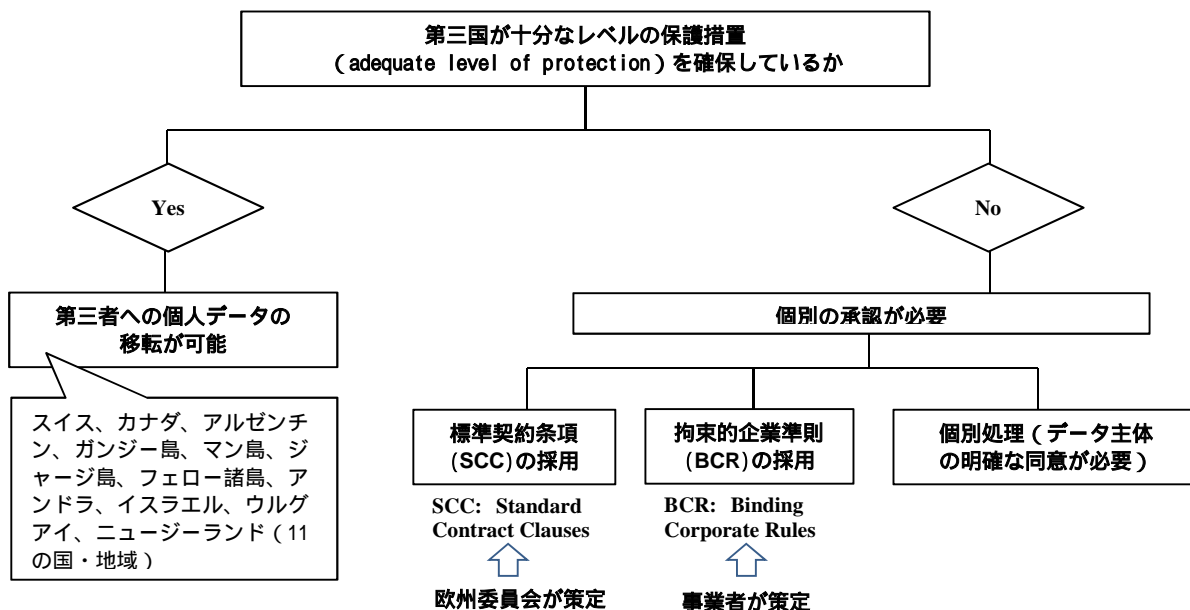
せん。

これまでに 11 の国と地域（スイス、カナダ、アルゼンチン、ガンジー島、マン島、ジャージ島、フェロー諸島、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、ニュージーランド）が EU から十分な水準の保護措置を確保している旨の認定を得ています。

「十分性の認定」を得ない EU 域外の国・地域には、EU 域内のデータ主体（本人）から明確な同意を取得するか、欧州委員会が策定した標準契約条項（Standard Contract Clause）を採用するか（当局の承認必要）、事業者が策定した拘束的企業準則（Binding Corporate Rules）を採用（当局の承認必要）しなければ、個人データの移転が認められません。

日本政府は、現行の個人情報保護法では EU から「十分性の認定」を得ることは困難と考え、改正個人情報保護法により、EU から不十分である指摘されることが推測される、「独立した第三者機関の設置」、「要配慮個人情報の取扱いの規律の設置」、「小規模事業者への保護法の適用」、「越境データ移転についての規律の設置」、「開示請求権の適用の明確化」を行いました。

OEU から第三国への個人データの移転



出所：内閣官房資料

2 EUデータ保護規則

EUデータ保護規則 (General Data Protection Rules) は、欧州議会において、2016年4月27日制定され、2018年5月25日に施行されます。

同規則の施行により、EUデータ保護指令は廃止されます。

EUデータ保護規則は、EUデータ保護指令と異なり、各加盟国での立法化は不要でそのまま効力を有することになります。

EUデータ保護規則は、以下の各点においてEUデータ保護指令よりも強化されています。

- 透明で適切なプライバシーポリシーの提供
- 明示的な同意の取得
- 忘れられる権利
- データ・ポータビリティの権利
- プロファイリングの拒否
- 16歳以下の利用者について保護者の同意
- データ違反時の報告・連絡(「可能な限り24時間以内」)
- データ保護影響評価
- 監督機関による課徴金(最大で年間連結売上高の2%の課徴金)
- 罰金(世界の総売り上げの最大4%、最高2000万ユーロ)

「十分性の認定」の制度は維持されます(同規則41条)。

「標準契約条項」については、同条項を第三国移転の二当事者間で用いれば、監督機関による更なる承認手続は不要となります(同規則42条)。

「拘束的企業準則」は、EU加盟国の1つの監督機関で承認を得れば、EUの他の監督機関は一括でその結果を追認することになります(同規則43条)。

上記各点に相当する規律は、改正個人情報保護法においても定められていないため、EUデータ保護規則が施行された場合、今回の改正個人情報保護法による改正により、「十分性の認定」を得る上で十分かという問題が生じます。

日本政府は、現在、EUから「十分性の認定」を得るのではなく、EUや米国との間で相互間の協定を締結することにより、個人データの域外への移転を認めることを模索し、交渉をしております。

○忘れられる権利

さいたま地裁は、平成27年12月22日、インターネットの検索エンジンで住所と氏名を入力して検索すると三年余り前の女子高校生に対する児童買春の罪での逮捕歴が検索結果として表示され、更生を妨げられない利益が侵害されるとして検索エンジンの管理者に検

索結果の削除を求めた仮処分命令の申立てについて、「忘れられる権利」に基づき認容されたとの決定を出しました（さいたま地決平成 27 年 12 月 22 日判例時報 2282 号 78 頁）。

しかしながら、同決定は、平成 28 年 7 月 12 日、東京高裁において取り消されました。同決定は、忘れられる権利は「法律で定められたものではなく要件や効果が明確でない」としました。忘れられる権利については本質的には名誉毀損やプライバシー侵害にもとづく申し立てと変わらず「独立して判断する必要はない」と判断されました。

3 米国のセーフハーバー協定と新たな協定（EU-US Privacy Shield）

米国とEUとの間では、2000年に、EU域内から米国に移転される個人データについてプライバシーに関するセーフハーバー原則に適合していると米国商務省が認定した米国企業に対してのみ、その情報の移転を認める「セーフハーバー協定」が結ばれていました。

しかしながら、セーフハーバー協定は、2015年10月6日に欧州司法裁判所が当該協定を無効と判断されました。

これは、元CIAのスノーデン氏が、CIA等の米国の国家安全保障当局がFacebookなどのSNSから無差別・大量の個人情報を取得していると暴露をしたことを契機に、EU市民がEU域内のFacebookの現地法人に対して提起した訴訟です。

この司法判断を受けて、米国とEUは、従前のセーフハーバー協定に代わる新たな枠組みとして、2016年2月にPrivacy Shieldを締結しました。

Privacy Shieldは、モニタリングや執行に関して、EUの監督機関に対して厳格にすることを要求すると共に、米国の政府当局によるデータへのアクセスに関する規律についてはじめて書面化されたものです。

Privacy Shieldの規律の特徴は以下のとおりです。

1 民間事業者の義務の強化

- 義務の強化および執行の厳格化
- 透明性の強化
- 事業者が本ルールを遵守していることを監督するメカニズムの導入
- 遵守しない事業者への罰則・除外
- 今後の移転に関する条件の厳格化

2 EUのデータ主体（本人）の救済手段の強化

複数の救済手段が可能となります。

（1）会社への直接請求

会社は45日以内に請求に対して回答必要。

（2）ADR（調停）

ADRは無料で利用可能。

（3）EUのデータ保護に関する監督機関

米国の商務省、連邦商取引委員会と連携し、EU市民の未解決の申請を解決。

(4) Privacy Shield Panel

最終的な手段として、仲裁手続によることを認める。

3 明確な保護施策・透明な義務

- はじめて、米国政府が文書により、当局による個人データへのアクセスは、明確な制限、保護施策、監査のメカニズムにしたがって行わなければならないことを保証。
- 米国の政府当局が無差別・大量の調査をしないことを保証。
- 事業者は、請求のあったアクセスのおおよその数を報告することが可能。
- 独立性のあるオンブズマン制度の導入。

4 モニタリング

- 毎年、EUと米国は協力してモニタリングを行うメカニズムを構築。
- 法執行・国家安全保障の目的によるアクセスを含む検証。
- 欧州委員会・米国商務省が、米国とEUのデータ保護当局の国家による調査の専門家の協力の下に行う。
- NGO その他のステークホルダーは、米国のプライバシー法およびその影響に関するプライバシーサミットを毎年行う。
- 欧州委員会は、毎年のモニタリングの結果を欧州議会その他の関連当局に報告。

米国企業への影響は以下のとおりです。

- Privacy Shieldの要件にあっては毎年、自己確認が必要となる。
- ウェブサイトにプライバシーポリシーを公表する
- 個人からの救済に関する申請に対して迅速に回答する必要
- 人材に関する個人データを扱っている場合には、EUのデータ保護当局に協力することが求められる。

EU市民への影響は以下のとおりです。

- セーフハーバー協定より透明性の高い個人データの米国への移転のためのルールの創設
- 簡易で廉価な救済手段の創設：米国企業に直接または自分が住んでいるEU加盟国のデータ保護当局への申請が可能となる。

4 日本政府が模索している方向性

上記2で説明したとおり、日本政府は、EUから「充分性の認定」を得るのではなく、EUや米国との間で相互間の協定を締結することにより、個人データの域外への移転を認めることを模索し、交渉をしております。

個人情報保護委員会は、平成28年7月29日、「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」と題する以下の文書を公表し、米国やEUとの間で協定を締結する

方向性を明確化しました。

経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含む大量のデータの国境を越えた流通が増大しており、OECD、APEC等において、個人情報の保護に関する情報交換や越境執行協力等を目的とした国際的な枠組みが構築されてきている。また、個人情報保護委員会の設置により、国際的な執行協力の枠組みであるGPEN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）、APPA（アジア太平洋プライバシー機関フォーラム）においては、我が国が正式参加国として認められたところである。

これらの国際的な動向を踏まえて、個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」の変更に向けては、同方針案に「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組む」との趣旨を盛り込むこととし、国際的な取組を一層推進することとする。

具体的には、当面、以下の方針により取組を進めることとする。

個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきている米国、EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する。